

旭化成グループ役員・従業員の皆様へ

共済補償パックのご案内

※共済補償パックは、旭化成グループの団体総合生活保険のペットネームです。

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万に備える

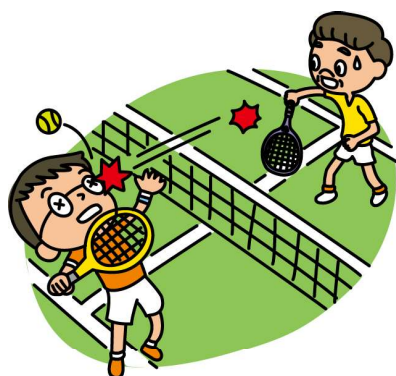
リスクに備える充実の補償で

従業員の皆様やご家族の生活をお守りします！

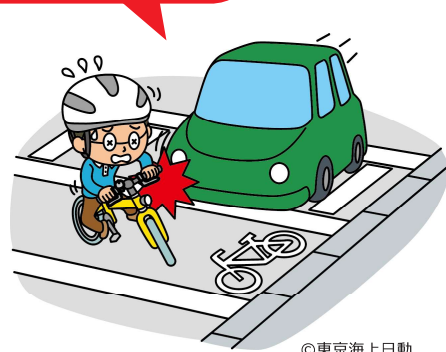
「自転車保険」をご検討の方は、P.2もしくはP.5の下部をご参照ください

最大
約56%
割引*1

自転車保険義務化条例に対応した補償

ケガの補償
(日常生活全般プラン)

個人賠償責任

ケガの補償
(交通乗用具によるケガ限定プラン)

携行品

ホールインワン・
アルバトロス費用団体
保険期間2026年 11月 1日 午後4時から
2027年 11月 1日 午後4時まで加入者
保険期間中途加入日の 午前0時から
2027年 11月 1日 午後4時まで

募集期間

2026年 9月12日 から
2027年 9月10日 まで

※中途加入日はお手続き日翌日以降でご自身でご指定可能です。

お問い合わせはこちらまで

代理店

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 旭化成営業部
(通称：TAC旭化成営業部)

TEL：0120-037-757

受付時間 平日 午前9時～午後5時

代理店HPは
こちらからお手続きは
こちらから
(e-CHOICE)

*1 割引の詳細は「共済補償パックの特徴」をご確認ください。

引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、「重要事項説明書」をご確認ください。

家計にやさしい**団体保険**で、しっかり備えを！

共済補償パックの特徴

■最大約56%割引が適用されて保険料が割安！

団体割引：30%適用、損害率による割引：30%適用*1、傷害補償・大口団体契約割引：10%適用

※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■ご加入手続きが簡単！

保険料の払込みは給与引去り

■自動セットの充実したサービス！*2

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

*1 損害率の悪化により、今年度の損害率による割引が減少しています。

*2 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

申込締切日	2027年9月10日(金)までお手続きが可能です。 (補償開始日はお手続きの翌日以降を指定してください)
保険料の払込方法	毎月の給与より引き去ります(補償開始月の2か月後より引去開始)。
ご加入方法	WEBでのお申込みとなります。 弊社ホームページよりトップページ上部の「商品・サービス一覧」、 「共済補償パック」を選択し、◆新規お手続きはこちらからお申込みください。

■この保険は、旭化成株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として旭化成株式会社が有します。

■このご案内は、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載しております。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、表紙に記載の二次元コード内にてご参照できます。

目 次

- 保険の対象となる方(被保険者)について…P.3
- 補償ラインナップ(基本補償)…P.4～P.8

ケガの補償(傷害補償)



- 日常生活全般プラン
- 交通乗用具によるケガ限定プラン
- ゴルフ中のケガ限定プラン

賠償・財産・費用に関する補償

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

【財産に関する補償】



携行品(身の回り品への備え)

【費用に関する補償】



ホールインワン・アルバトロス費用

自転車に関する補償

【ケガの補償(傷害補償)】



交通乗用具によるケガ(交通事故に限定したケガへの備え)

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

自転車保険義務化条例
に対応した補償

- サービスのご案内…P.9
- 団体総合生活保険 補償の概要等…P.10～P.14

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

旭化成株式会社およびその系列会社の役員・従業員

※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【ご注意】夫婦型・家族型にご加入の方は必ずご確認ください

保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。したがって、**ご家族関係**や**居住の状況に変更があった場合**には、お支払いの対象外となることがありますので、必要に応じてご加入内容の変更等をご検討ください(例：別居のお子様が**ご結婚**される場合・同居のお父様が**高齢者施設に入居**し、**別居**となる場合)。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

- (1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)
- ① 婚姻意思*1を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 同居：同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません(詳細は保険約款をご確認ください。)
- (3) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- (4) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償ラインナップ(基本補償)

ご注意

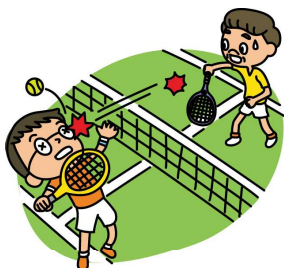
このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

ケガの補償(傷害補償)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

日常生活全般プラン 国内外を問わず補償

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・交通事故等から地震まで、
様々なケガや熱中症に対応します！



スポーツ中にケガ



家庭内でケガ



熱中症になった



仕事中や通勤途上に
ケガ

…等

【天災危険補償特約】＜追加補償＞

地震・噴火またはこれらによる津波でケガや熱中症となった

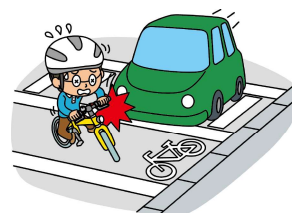
交通乗用具によるケガ限定プラン [交通事故傷害危険のみ補償特約セット]



交通事故でケガ



駅構内でケガ



自転車でケガ

…等

ゴルフ中等限定プラン [ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]



ゴルフ場や練習場で
スイングした拍子に
転んでケガ

…等

ご注意

このページには主なリスクや保険金の内容を記載しています。これ以外の補償の対象となるリスクや保険金、各補償の詳細、保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合については、「補償の概要等」のページをお読みください。なお、ご加入いただくタイプによって補償の対象となるリスクと保険金が異なりますのでご注意ください。

個人賠償責任(他人への賠償責任への備え) 国内外を問わず補償、家族型

国内外を問わず、他人にケガをさせたり、他人の物*1を壊してしまった等で
法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

*1 国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)も含みます。ただし、携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



自転車で誤って
他人に衝突



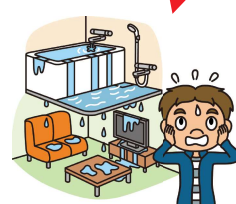
買い物中に誤って
商品を破損



借りたゴルフ
クラブを破損



借りたバッグが盗難



自宅マンションのお風呂の水が
あふれて階下の戸室の家財を
壊してしまった

社宅・寮に
おすまいの方へ
おすすめです！

…等



示談交渉



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

自転車保険義務化条例に対応した補償

自転車に関する補償

【賠償責任に関する補償】と【ケガの補償(傷害補償)】をお選びください。

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任 (Hタイプ)

(他人への賠償責任への備え)

【ケガの補償(傷害補償)】



交通乗用具によるケガ (Kタイプ、KWタイプ)

(交通事故に限定したケガへの備え)

注：日常生活やスポーツ・交通事故等から地震まで、様々なケガや熱中症に対応するプランもあります(A~Fタイプ)。

携行品(身の回り品への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

携行品基本プラン

国内外を問わず、偶然な事故や盗難による持ち物や用具等*1の損害を補償します。

ゴルフ用品の損害に特化したプランもご用意！

*1 保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財をいいます。ただし、自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。



旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった



外出中、ハンドバッグをひったくられた

…等

ゴルフ用品限定プラン 【ゴルフ用品補償特約セット】



ゴルフ場や練習場でクラブを折ってしまったときやゴルフ用品の盗難*1にあったとき

…等

*1 ゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。

ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ホールインワンまたはアルバトロス*1を達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

*1 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の両方が目撃した、または、記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロスをいいます。詳細は「補償の概要等」のページをご確認ください。



ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した

…等

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。

※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。

※詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【セルフプレー(キャディを同伴せずラウンドするプレー)時のご注意】

セルフプレーの場合は同伴キャディがおらず、同伴競技者以外の第三者による目撃証明の取り付けが困難となることがあります。より確実に補償を受けていただく観点から、セルフプレーの際には以下の対応をおすすめしております。

- ・ホールインワン等の可能性があるショットの際に、スマートフォン等でショットからカップインまでの連続した動画を撮影する。
- ・ゴルフ場の使用人や他の組の競技者等にホールインワン等の目撃有無を確認し、目撃された方がいた場合には、後日の保険金のご請求に関するご協力(「ホールインワンまたはアルバトロス証明書」への署名等)をその場で依頼する。

※ケガの補償(日常生活全般プラン)は10口までご加入いただけます。

アルパトロス費用・ ホールインワン・	型	本人型
	タイプ名	Jタイプ
	保険金額	50万円
	保険料(月払)	310円



ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、個人賠償責任のいずれかにご加入いただく必要があります。

※ケガの補償(傷害補償)の夫婦型・家族型の保険金額は、ご本人・配偶者・ご親族とも同額です(KWタイプを除く)。

※損害率による割引、大口団体契約割引は、天災危険補償特約には適用されません。

※大口団体契約割引は、傷害補償のみに適用されます。

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「－」の記載がある特約はセットしていません。

*1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 保険期間中に他のプランから「ゴルフ中等限定プラン」に変更することまたは「ゴルフ中等限定プラン」から他のプランに変更することはできません。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット



お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 * 1: 24時間365日

0120-708-110

* 1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、
電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の
一切を承ります。

* 2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット



お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

* 1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 * 2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。* 3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

* 2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

* 3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット



法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
税務相談 : 午後2時～午後4時
社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

身の回りの法律や税金に関する電話でのご相談に対して、弁護士等が一般的なアドバイスを実施します。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※具体的な紛争解決や事故処理を行うものではありません。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険の制度・仕組みについて提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

※お客様の具体的な年金の内容や金額等についてお答えするものではありません。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者* 1・ご親族* 2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

* 1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

* 2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
■ 保険の対象となる方が国内外でケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。ただし、特約をセットしている場合は以下となります。

「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外での「交通事故等」*3により、保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。
「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*4中に保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠く職業病・テニス肘・疲労骨折・椎間板ヘルニア等については保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。
- *3 交通事故等とは以下のものをいいます。
■ 運行中の交通乗用具*5との衝突、接触等の交通事故 ■ 運行中の交通乗用具*5に搭乗している間の事故 ■ 乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの駅構内における事故 ■ 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■ 交通乗用具*5の火災による事故 等
- *4 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *5 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

死亡保険金	事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4 % ~ 1 0 0 %をお支払いします。 ※ 1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 入院された場合 ▶ 入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日を経過した後の入院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 1 8 0 日を限度とします。 ※ 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶ 入院保険金日額の 1 0 倍(入院中の手術)または 5 倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に受けた手術 1 回に限りです。*3 *1 傷の処置、抜歯、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により「手術等管理料」として算定されるもの等については、保険金をお支払いできません。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 1 0 倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日以内に 通院(往診を含みます。) された場合 ▶ 通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 1 8 0 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 9 0 日を限度とします。 ※ 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※ 通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

＜共通＞ ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの	等
＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしていない場合のみ＞ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ	等
＜「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ＞ ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ	等
＜「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ＞ ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ	等
*1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。	

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において**以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合**

- 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- 電車等*1を運行不能にさせた場合
- 国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合

▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
*2 以下のものは受託品には含まれません。
自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の**故意**によって生じた損害
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
 - 保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
 - 受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
 - 受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
 - 受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
 - 受託品の電氣的または機械的事故
 - 受託品の置き忘れまたは紛失*4
 - 詐欺または横領
 - 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
 - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

等

*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[携行品特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額：1 事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ◎ 以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物	等
--	---

[携行品特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	等
--	---

[携行品特約 + ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合 ■ ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。) ■ ゴルフクラブの破損、曲損*1 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。	
---	--

[携行品特約 + ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。	等
---	---

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフ競技*1中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合

■ 下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)

① 同伴競技者

② 同伴競技者以外の第三者*2

■ 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*3を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

※原則として同伴キャディがいなくてもセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。

既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。

※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*2、ゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。

*1 他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ホールインワンまたはアルバトロスの達成後、雨天等の事情により競技を中止した場合も含みます。

*2 同伴キャディ、他の組の競技者、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

*3 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス

・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス

・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

《お問い合わせ先》

代理店

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 旭化成営業部
(通称：T A C旭化成営業部)

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8階
TEL：0120-037-757 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 グリーンビジネス本部 化学産業部 営業第二室

住所：〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウェストタワー11階
TEL：03-3285-0216 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 旭化成営業部
(通称：T A C旭化成営業部)
TEL：0120-037-757
(受付時間：平日午前9時～午後5時)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)
TEL：0120-720-110
(受付時間：24時間365日)